公民館がコミュニティセンターに変わります

令和６年４月１日（月）から

【問】地域交流センター ☎２３−１６１６

より使いやすい施設とするため、公民館をコミュニティセンターに移行し、利用方法を拡充します。対象となる施設など、詳しくはホームページをご覧ください。

地域コミュニティ活動に伴う営利行為や飲食が可能になります

これまでの公民館活動に加えて、自治会の行事などの地域コミュニティ活動に伴う販売行為や、有料のイベントができるようになります。
※使用申請などの手続きは変わりません。

公民館とコミュニティセンターの違い

	公民館		コミュニティセンター
活動内容	公民館活動（社会教育活動）		地域コミュニティ活動（地域づくり活動）
	・定期講座 ・高齢者学級 ・市民活動	＋	・地域のにぎわいづくり ・健康福祉 ・ふれあい交流　など

コミュニティセンターへの移行で活動の幅が広がります。

「公民館」の場合

料理講座に参加

→

学びを生かす場が少ない

「コミュニティセンター」に移行すると……

講座の成果を生かし１日カフェ（有料可）を開催できる

※営利行為のみでの利用はできません。

地域集会施設と連携し活動の場が広がります

地域集会施設とは……
自治会が管理運営する、集落センターや児童館などのことを指します。現在貸出可能な施設について調査中です。決まり次第広報紙などでお知らせします。

現在利用できる活動場所

地域交流センター

各公民館

＋

令和６年４月〜

地域集会施設

より身近な場所で
活動できるね

地域集会施設との連携に関する協定に調印

地域集会施設との連携を図るため、小室髙志（こむろたかし）教育長と自治会連合会（鈴木親男（すずきちかお）会長）が協定書の調印式を行いました。今後、同協定に基づき地域集会施設との連携が進むことにより、市民団体などの活動の場が広がることが期待されます。